

紀飯麻呂家宴歌三首

— 宴席歌の主題 —

吉 村 誠

(天平勝宝三年)十月二十二日、於左大辨紀飯

麻呂朝臣家宴歌三首

手束弓手に取り持ちて朝獵あまかりに君は立たしめ棚倉たなくらの野
に (19・四二五七)

右一首、治部卿船王伝誦之久邇京都時歌。

未詳一作也

明日香川川戸を清み後あづかれ居て恋ふれば京みやこいや遠とほそき

ぬ (同・四二五八)

右一首、左中辨中朝臣清麿伝誦古京時歌。

十月時雨かむらぎしの常かわが背子せこが屋戸やどの黄葉あもろば散りぬべく見

ゆ (同・四二五九)

右一首、少納言大伴宿称家持当時囑梨黄葉うらぎ一作

此歌也。

天平勝宝三年紀飯麻呂宅において催された宴における

歌の主題は、一見無統一であるかのように見える。船主伝誦歌は、恭仁京時代の遊獵における「君」の勇姿をたえたものであり、清麻呂伝誦歌は都の変遷に感慨をもよおしたもので、そして家持の歌は、秋の時雨と紅葉を詠んだものである。これらの歌には、相互に何らのつながりがないように見える。しかし同一の宴席において相互につながるのなない歌というのは、集中の他の例を見ても存在しない。一般に宴席の主題は少なくとも二つ以上あり、儀礼的に改まった一次の場と、私的にくつろいだ二次の場が存在すると考えられているが、集中の例を見ると歌内容の趣の変化しているものはあっても、歌の主題そのものが、全くかわりなく並存しているという例は見出すことが出来ない。

ここで主題というのは、歌の詠まれる動機を考慮に入

れた考え方で、歌内容がどのような方向づけで詠まれているのかということを目指す。

まして、前二首は伝誦歌である。伝誦歌の誦唱は、覚えていた歌を単に披露することだけでなく、やはりその場の零囲気に適合した歌のみが誦唱されるという形態であろう。とすると、この前二首はこの場の主題に最も即したものであることになる。

このように考えると、これらの宴席歌は、共通の主題のもとで誦唱されていた可能性を暗示する。ではその主題とはいったい何であろうか。

そこで本稿では、一見無統一に見えるこの宴席歌三首をとりあげ、個々の解釈を中心に、この歌三首の目ざした目標を考えるとともに、宴席歌全体の性格について言及していきたいと思う。

一、出席者の関係

まず、この宴席歌を考えるにあたって、どうしても触れておかなければならないのは、その資料性である。

それは、家持を除いた三人の官職が勝宝三年十月当時のものではない^(注1)ということである。このことは既に早くから先学の指摘があるが、続日本紀によると、紀飯麻呂は勝宝元年二月大倭守に任じられ、宝字元年七月右大弁

になっている。ということは、この勝宝三年十月当時は大倭守である。左大弁に任じられるには、宝字二年八月まで待たなければならぬ。

同様に、船主はこの勝宝三年以前に治部卿任官の記事はない。確実な資料として勝宝四年閏三月記の類聚三代格に治郎卿として初めて名が見えている。また中臣清麻呂が左中弁に任じられるのは、勝宝六年七月のことである。ここで官職が一致しているのは、家持の勝宝三年八月に任じられた少納言のみである。

こうしたことと、さらに家持歌の左注「当時鬪裂黄葉」という表記を考え合わせると、この資料は宴直後の筆録ではなく、ある程度の時間的へだたりがあってまとめられたと考えられる。

このことによって他の宴席歌の脱漏が考えられ、その為、残された三首に主題の統一は見られないという考えも可能である。しかしたとえ脱漏した歌があったにしても、残された三首は、同一の宴での歌ということに変わりはない。しかも本稿の方法は、残された三首から帰納的に主題を導き出そうなのであって、他の歌の散逸という現象は、本稿を考えていく障害とはならない。歌の展開や座の構成を問題にするとき、こうした散逸歌の問題は重要な位置を占めてくるが、全体の主題をとら

えようとするとときは、残された歌からの帰納的な考察で割り出していったとしても誤まりはないであろう。

それよりも、さらに重要な問題となるのは、宴の構成員の相互の関連である。単に奈良朝官人の仲間という以外に、宴の座を共にする必然性が考えられないであろうか。

それは、この四人の關係に、安積皇子、橘諸兄と何らかのつながりがあったということがうかがえるからである。

橘諸兄を中心とした歌サロンの存在は、既に先学からの指摘がある。^(注3)特に久邇京時代には、その中で安積皇子が中心的存在になっていったという見方がされており、家持もその中に組んでいたという考え方が強い。そうした中で、さらに紀飯麻呂、中臣清麻呂、船王も何らかの關係を持っていたのではないかと思われる。

紀飯麻呂は、天平十六年閏正月、安積親王の薨去に対し、喪事を監護しており、また天平宝字元年正月の橘諸兄の葬事も監護している。喪事監護ということは、喪葬令に、

凡百官在_レ職_ニ薨_ニ卒_ニ 当司分番会_ニ喪_ニ 親王、及太政大臣、散一位、治部大輔監_ニ護喪事、左右大臣、及散二位、治部少輔監_ニ護

とある。安積皇子の場合、令の規定によると治部大輔が監護することになり、当時の治部大輔紀浄人が任じられるのが普通である。それを飯麻呂が任じるとするのは、たとえ治部大輔が右大弁の管掌に入るとしても、尋常ではない。やはりその人選は単に機械的になされるものではなく、生前何らかの關係を有していた人物が任じられたのであろう。

更に天平十五年四月紫香樂行幸の際、橘諸兄とともに恭仁京の留守官となっている。飯麻呂は、この前後四回にわたる紫香樂行幸の中で、後の天平十五年七月からの行幸を除いて、三回留守官に任じられている。弁官としての官職の故もあるのだろうが、諸兄とのつながりを考えると、その關係を示唆しているようである。

そして、天平十五年四月の日付がある「弘福寺田數帳」には、同時長官として従四位下守大辨勲十二等朝臣飯の名が見え、同時に判官正六位上神紙少副兼行式部大丞中臣朝臣清麻呂の名が記されている。この役職により、飯麻呂と清麻呂とが認知の間柄であったとすると、その親交は恭仁京時代にまでさかのぼることになる。中臣清麻呂は、この弘福寺田數帳を除いて恭仁京時代における他の人との關係はわからない。しかし後に家持との宴席歌が多く残されていることから推察すると、家持と

の親交は、おそらく恭仁京時代から続いていたと見てよいであろう。

一方、船王は他の三人との関係を直接示す資料はない。後に宝字八年、藤原仲麻呂の乱に連座して流罪に処せられている。しかし万葉集には、林王宅において但馬按察使となった奈良麻呂を餞した時の宴や、諸兄が奈良麻呂宅に宴を開いた時に名前が見られ、宴歌が三首ある。こうした宴は私的な宴と思われるので、出席者は橘諸兄、奈良麻呂と個人的な親交を持っていた者が中心を占めるであろう。とすると、ここに個人的なつながりが認められる。

しかしそれ以上に船王の存在は、奈良朝官界にあっては、舍人親王の子として軽くはなかったであろう。とすると仲麻呂が政界に台頭してからはともかく、勝宝年間までは、諸兄などの政治的立場にとっても、重い位置を持っていたと考えられる。特に恭仁京時代は、皇親の有力な皇子として安積皇子などと共に重い存在だったのである。

内舍人として諸兄、安積皇子に近侍していた家持も、こうした環境の中で彼らと親交を保っていたと推察できる。

このように見てくると、この宴を構成している四人の

親交は、恭仁京時代にまでさかのぼることが出来る。そしていずれも安積皇子、諸兄を中心とした集まりの中に座を占めていた可能性が高い。この四人は、単に奈良朝官人機構の中でのつながりというばかりでなく、往年の天平頃からの旧知の間柄であったと言うべきであろう。

二、船王伝誦歌の主題

このような宴席の中で、次に具体的に個々の歌について検討して行きたい。まず船王の伝誦歌から見えていくことにする。

この歌は一般に狩猟における「君」を讚美する目的を持ったものと解されている。万葉集中の他の遊獵描写の讚歌の性格と比較しても、その解釈は肯定できる。この歌の作者は狩猟時における従来の大君讚美の方法を踏襲して歌った可能性が高い。しかしこの歌の解釈の中で最も気になるのは、「君」の対象が誰であるかということである。

従来「君」は、代匠記精撰本に「第四句ノ君ハ松殿ナトノ御本ニ依ニ、帝ヲ申奉ルナルヘシ」とあるのを代表して、諸注すべて聖武帝と考えている。松殿御本とは、仙覚本奥書に「帥中納言伊房卿手跡也」と注があり、その伊房は公卿補任に「永長元年出家薨」とあるところか

ら、平安末になった次点期の写本である。そうすると「君」は少なくとも次点期の頃から「聖武帝」と解されて動かないものである。

しかし諸注の解釈は、従来の考えを踏襲しているだけであって、積極的な根拠は見られない。また万葉集中の恭仁京時代の歌を見ると、天皇を含む環境の中で歌われているという例は少ない。事実久邇京讃歌はあっても、信楽宮讃歌は存在せず、歌の場にかたよがりが見られる。

これは家持自身の当時の位置の影響もあるだろうが、そうした歌の傾向を考えると、「君」を一般の諸注のように「聖武天皇」と考えることは躊躇される。また「君」を指す対象は、万葉集中の使用例では必ずしも天皇のみを指すとは限らない。その上この頃の遊獵に、天皇自らが弓を持って行動したであろうかという疑問もある。^(注4)

時代は少し降るが、平安初期になったとみられる「新儀式」に天皇周辺の具体的な形態がうかがえる。これは野行幸における形態を詳しく伝えている。野行幸とは、山野への行幸の意味で必然的に狩獵もあり、史書の記載に「遊獵行幸」とされるものと同質であろう。

この記事で天皇の行動と狩獵のことが現われている部分を掲げてみる。

……左右衛門獵長尉志列卒行^ニ獵野中^ニ、先^レ是所司

擇^ニ便宜勝地^ニ儲^ニ御在所^ニ。(中略)御輿入^ニ御野中^ニ覽^レ獵。此間獵徒有^レ獻^ニ獲物^者、又或上^レ岡御^ニ覽^四方^一

野行幸の際に官人達が獵をする部分である。この記事によると、官人が具体的に野中に入り、天皇は御在所にすることに。御在所の設置は、統紀にもまた万葉集中にも例はある。また天皇の輿が野中に入っても「覽獵」と明確に記されている。この記事を見る限り、天皇は狩獵をする様子を見ていたのであり、獲物は官人達が献上していただけであると解せられる。

こうした遊獵の実際の形態もさることながら、さらに聖武天皇は、仏教に厚く帰依していたので、動物を殺す^(注5)獵に自らが立ち向ったかどうかを疑う考えもある。

聖武帝頃の遊獵を、伝統的行事であるにとらえると、そこに仏教的思考を導入するのは次元の違う問題であるかもしれない。しかし官人集団全体での行動はともかくとして、天皇自らが弓をとって山野をかけめぐったと考える時、仏教からの影響も無視するわけにはいなくなるであろう。やはり、そこには仏教に帰依する聖武像と、遊獵における聖武像を考える上で、矛盾が生じてくる。

このように考えてみると、聖武帝自らが弓をとって獵

をしたということは、極めて疑わしくなるとともに、たとえそれが和歌的修辭の中で虚構の讚美の性格を帯びていると考へても、この船王伝誦歌の「君」が單純に聖武を指しているとは言えなくなる。

とすると「君」とはいったい誰を指しているのであるうか。ここで浮び上ってくるのは、この当時皇太子となつた阿倍皇女を除いて、皇親として最も信頼を寄せられていた安積皇子である。

先程述べたように、久邇京時代の歌にはかたよりが見られ、それは諸兄、安積皇子を中心とする歌の存在が認められるものである。そうした傾向の中で、この歌も安積皇子を歌つていると考へると、より妥当性を帯びてくるように思われる。

さらに家持の安積皇子挽歌の二首目の長歌の中に、次のような狩の描写がある。

……ものふの 八十伴の男を 召し集へ 率ひ賜
ひ 朝獵に 鹿猪ふみ起し 暮獵に 鶉雉ふみ立て
大御馬の 口抑へ駐て 御心を 見し明らめし……

(3・四七八)

安積皇子挽歌の第二首目は、家持が武門の家柄意識を強く持つて皇子に仕えるはずであつた氣持を詠んだものである。その皇子の生前の描写に、狩獵における勇姿を

述べている。これは人麻呂などの挽歌の方法を踏襲したものであるとも言えるが、皇子の生前に狩獵の經驗が全くないとすれば、叙述出来ないものである。

神堀忍氏は、この長歌の狩獵の叙述において、「古代の帝王たちが、八十伴の緒を率いて力の限り野山を駆けたように、今若い貴族たちを率いるのは、安積皇子をおいてなかつた」とまで言い切られて^(注)いる。そこまで言えるかどうかは、まだ問題を残すが、この時の政治的状況や、安積皇子の立場などを考へると、ことさら否定する要因もない。

このような安積皇子が、狩獵時の讚歌の中に歌われるというのは、ごく当然のことと言わねばならない。やはり神堀忍氏の言われるように、聖武天皇の代わりとして、安積皇子の狩獵の勇姿が歌われたのであろう。

このことは、この宴席の場とも一致する。先程も触れたように、この宴を構成する四人は、いずれも恭仁京時代からの知己で安積皇子、諸兄とも関係している人物である。船王が何故この歌を覚えているのかは不明であるが、こうした宴の場で誦唱される要素は十分持ち合せている。

そして、こうした人物を中心とした集まりの中での船王伝誦歌は、恭仁京時代の安積皇子を追懐する目的を持

って誦唱されたのではないであろうか。恭仁京時代を懐古して、この歌が誦唱されたと考えられる。恭仁京時代の終焉とともに亡くなった若い安積皇子への追懐ととらえるのが、この歌の解釈の上で、より妥当性を持っているよう。左注にことさら「久邇京都時歌」と付したのは、そのような事情を読者に読み取らせる為ではないであろうか。

このように考えると、船王伝誦歌は、往年の恭仁京、特に安積皇子を讚美した歌であり、追懐の性格を持っていると結論出来るであろう。

三、清麻呂伝誦歌の主題

次に中臣清麻呂の伝誦歌を考えていく。この歌では、左注と歌内容の矛盾が指摘できるが、左注そのものの資料性については、他に多く論じられており、また本稿の目的とは直接関係しないので、今は触れないことにする。この歌について、従来の諸注の代表的なものを通覧すると、沢瀉久孝氏の『万葉集注釈』などは、藤原の宮に残っていて、奈良新京のことを恋い思っていると、ますます奈良の都は遠いものとなったと訳している。また武田祐吉博士の『万葉集全註釈』などでは、飛鳥に残っていて藤原の都にいる人を恋い思っていると、奈良の都へ

と遷りますます遠ざかったとされる。他の多くの注釈も大きくこの二種類のうち、いずれかに属する。

従来の諸注は、このように微細な点に異なりはあるが大方は都が遠ざかっていくことへの嘆きを歌ったものにとらえられている。古京とは万葉集中の例では飛鳥を指すので、やはり『全註釈』のように、飛鳥について藤原の都へ移っていった人々のことを思っていると、今度は奈良遷都でますます遠ざかってしまう、という意をこめたものとするのが妥当であろう。

しかし、ここで作者の感情について考えてみると、何故「後れ居」るのだろうか。「後れ」という語の意識を考えると、作者はことさら飛鳥とそれ以後の都を区別している。そこには、飛鳥が誰もいなかったの古都であるという感情が示されている。「明日香川川戸を清み」とその原因を言っているが、これは作者の飛鳥古京に対する執着を述べているわけで、自然の清美にひかれてとどまっているというだけではあるまい。

作者は飛鳥にあって他の人々と別行動をとっている。ところが他の人々が都遷りによって、ますます遠ざかっていくことによって作者の行動になおさら自嘆の意が強まるのである。そしてその行動は、飛鳥への執着心から来ているものであろう。このように「明日香川川戸を清

み後れ居て」という語句から作者の飛鳥に対する感情をうかがうことが出来る。

この歌の直接的な発想は、藤原京・平城京へと都の変遷にもなつて移つていった人々への恋慕が中心になっているのであろうが、それと同時に古京に残っている自分も対象においている。都遷りを言うことで一人飛鳥に残ったさびしさを、かつての盛んであった時代と比較することによつて、いっそうきわだたせようとしているのである。

この情念は逆にとらえれば、かつての都への追懐を示しているということにならないであろうか。さびしくなつた飛鳥を詠むことによつて、かつての盛時を思いおこしているのである。それは志貴皇子の飛鳥懐古の歌と通じているであらう。

采女の袖吹きかへす明日香風あすかなかぜ都を遠みいたづらに吹く
(一・五一)

この歌では、そのことが端的に表わされている。従來の諸注に多く言われているように、この歌も「采女の袖吹きかへす明日香風」というところに、かつて都があつて多勢の人々のいた飛鳥の都のことを昨日のことのよう追懐している。

この歌の方が、作者の感情が具体的に示されていて、

より実感的なものとなつてゐるが、「都を遠み」という部分の感情と、「いや遠そきぬ」という部分とが、同一の発想でなされたと指摘できる。両者とも動かしがたい事実として都遷りを描写した句だからである。そして時流に残される飛鳥そのものへの恋慕が作者の心情の中心を占めると言える。「いたづらに吹く」のが、都遷りした後の空虚な作者の心情を表わしていると考えられるならば、「後れ居て」という部分にも、都遷りしてさびしくなつた飛鳥に一人残つてゐる作者の心情が表わされているという点で、同一感情といえよう。

この志貴皇子の歌は、かつての飛鳥の都の華やかさを思い出し、當時を偲んでいる感情を含んでいる。とすると主題の類似する清麻呂伝誦歌も都遷りと共に、移つていった人々を追慕するとともに、かつての飛鳥を偲んだ歌であるということにならないであろうか。

こうした歌の解釈をふまえて、何故清麻呂がこのような伝誦歌をここで歌わなければならなかつたのかを考えれば、この宴の主題との関係がよくわかるであろう。清麻呂は続日本紀延暦七年七月の薨卒伝に、「薨時年八十七」とあるところから逆算すると、大宝元年の生まれになる。大宝元年はすでに藤原時代に入つてゐるので、清麻呂は飛鳥京時代を知らないことになる。つまり個人的

意識の上からは、飛鳥京を偲ぶ理由がないわけである。これは、やはり船王伝誦歌の恭仁古京追懐の連想から飛鳥古京の歌を持ち出したのではないであろうか。この場において懐古の情が中心を占めていた為であったと考えられる。従って清麻呂自身の立場からこの歌を提出したというよりは、宴の零囲気が原因で清麻呂は、この歌を唱誦したと思われる。

このように考えると、この歌の主題は、飛鳥古京について、かつての盛んであった都のことを偲んでいるということになる。つまり「古京懐古の詠」という主題を持っていると鑑賞出来るであろう。

四、家持歌の主題

それでは最後に、家持の歌について見ていく。

家持の歌は、左注に「当時囑梨黄葉」とあり、宴の場における目前の景の囑目詠であることを示している。これは、前二首の伝誦歌とは質的に異なっている。前二首が懐古の零囲気を宴の中でもかもし出しているのに対して、家持はそれにそぐわない囑目詠をしている。

しかし、家持の歌を詳しく考えてみると、囑目詠の中に、単なる叙景ではない観念的な歌句のあることに気づく。それは「十月時雨の常か」という上の句である。一

一般的に見れば、黄葉の落ちそうなのを目前の景に見て、十月の時雨の常のことであろうかと問いかけているわけであるが、紅葉の散りかかることを十月の時雨の常のなにかと見なすところに、観念的な作者の感慨を見出すことが出来る。しかも、この詠み方は、そのまま囑目の景への答えとなつて、一首の中に占める位置は重要である。

万葉集中「時雨」を詠んだ歌は、全てで三十六例ある。そしてその大半は、黄葉を散らす趣を詠んだり、色付かせることを詠んだりしている。

時待ちてふりし時雨の雨止みぬ明けむ朝か山のもみ
たむ (8・一五五)

さ夜ふけて時雨な降りそ秋萩の本葉の黄葉散らまく
惜しも (10・二二五)

君が家の黄葉早く散りにけり時雨の雨に濡れにけら
しも (10・二二七)

このように、時雨が降って木の葉を色付かせる、或いは黄葉を散らすということが中心に詠まれているものは多くある。これは一方においては、秋深くなった頃に降る時雨という自然の性格の上からは自明のことであり、黄葉の散るのを冬の到来を告げるものとして惜しむ感情は、自発的におこってくるものと言える。

しかし、こうした「時雨」の歌の中に、次のような常套の表現として受け取ることの出来る歌がある。

……さ男鹿の妻呼ぶ秋は 天霧らふ 時雨を疾み
さ丹つらふ 黄葉散りつつ……(6・一〇五三)
黄葉を散らす時雨の降るなへに夜さへそ寒き独りし
寝れば (10・二三三七)

前者は福麻呂歌集所出の久邇京讃歌で、秋の季節感を表わす句として用いられている。また後者は、「詠雨」の題詞下であり、「時雨」を「黄葉を散らす」という観念で受け止めている。これと同句が、奈良麻呂結集宴の折の久米女王の歌句にある。

黄葉を散らす時雨に濡れて来て君が黄葉をかざしつ
るかも (8・一五八三)

また、後の家持の歌にも、
……秋づけば 時雨の雨降り あしひきの 山の木
ねは 紅に にほひ散れども……(18・四一一)
と表現され、時雨が黄葉を散らすことを季節感の常套の表現として描かれている。つまり「時雨」の表現には、様式化された自然としての固定観念が出来ていたと見ることが出来る。

そして「常か」という疑問に、過去の経験が集約されて、ある種の観念が含まれていると見られる。「時雨」

に対する想起があつて初めて発せられる疑問だからである。そうした帰結として「散りぬべく」と発想した根底に、「時雨」の通念からの判断が見られる。「ぬべく」と表現されることから、矚目ではこの黄葉はまだ散っていないわけである。そうした黄葉に「散る」と「見」たのは作者の観念であらう。

そういった意味で、家持の歌における「時雨の常か」という表現の中に、黄葉を散らすものへの従来の観念が、そのまま投影されていると見ることが出来る。

ただこうした傾向の中で、「十月時雨」という表現に注意する必要がある。「十月時雨」と続く例は、万葉集中他に三例(内一例は「二云」)のみだからである。

- a 十月時雨に逢へる黄葉の吹かば散りなむ風のままに (8・一五九〇)
- b 九月の時雨の雨の山霧のいぶせき吾が胸誰を見ば (10・二二六三)
- c 十月時雨の雨に濡れつつか君が行くらむ宿か借るらむ (12・三三三三)

aを除いては、今まで見てきたような「時雨」に対する表現はとられていない。aの歌は、天平十年奈良麻呂結集宴の時の大伴池主の歌である。池主の歌は、主人奈良麻呂の歌が黄葉の散ることを主要なモチーフとしてあ

った為に、それに答えた形で詠まれたものであるが、「散る」ことを表わすのに「十月時雨」と言っている。「十月時雨」が黄葉を散らすという要素によって成立しているのは、家持歌の他に、この池主の歌一例のみである。

実際に詠まれた月が十月であるために、歌句の中に入られたのであると考えても、万葉集中の様式化された黄葉と時雨に対する自然描写から還元させると、これらの例は他と異なった用法と言える。こうしたことは、池主歌と家持歌が相互に関連を持って初めて成り立ち得る表現方法であると考えられるとともに、家持歌の立場から見ると、そこに池主歌に対する意識的な接近がうかがわれる。

具体的には、家持が「十月時雨」と一般的でない用法を使ってまでも、この歌を詠んだ理由を考えてみると、理解出来るであろう。これは、やはり家持が池主の歌を意識していたからに他ならないことを示している。^(註8) 散ることへの情景を「十月時雨の常」ととらえる背景には、一定の情感が形成されていないと歌句として形成され得ないものである。つまり家持の認識の中に池主の歌が存在していた為に、こうした場で歌句として成立したのではないかと考えられる。そうすると、集中二例しか

見出せない「黄葉を散らす十月時雨」の歌句の中に、意識的な表現の類似性を見出すことが出来るであろう。

それでは何故、ここで家持は池主の歌を想起したのであるうか。その必然性を考えなければ、家持歌の成立原因を解明したということにならない。この疑問を解く鍵として、池主の歌は、橘奈良麻呂結集宴の時のものであることが注意される。その時の歌は、紙数も長くならず、また以前にも述べたことがあるので、今は省略するが、^(註9) その主題は「時雨に散る黄葉が惜しいので今夜挿頭す」といったものである。宴歌の展開を考慮に入れないうで全歌に共通する要素となる語は、黄葉が散るということである。

これは、家持の歌を構成する要素と共通している。内容に言及するならば、家持の歌は「惜しむ」という気持は見出せないが、黄葉を見て「散りぬべく」ととらえた原因に、これらの歌の存在が認められる。結集宴当時の家持の歌は、

黄葉の過ぎまく惜しみ思ふどち遊ぶ今夜は明けずも
あらぬか ^(註10) (8・一五九一)

であり、心を開いた家持の気持がうかがわれる。結集宴に集まった人々とは、かなり親密な関係であったことがわかる。とすると、往年の宴を共通した主題である落葉

ということから思い出すというのも自然のことであるう。

また奈良麻呂結集宴には、縣犬養吉男、持男という人物も出席している。両者の系譜は不明であるが、縣犬養氏は橘家の母方の氏族であるとともに、安積皇子の母の出自である。

安積皇子の母は縣犬養広刀自であり、諸兄の母の縣犬養三千代とは系統は不明であるが、同一氏族であろう。

吉男は内舍人であるし、彼らも安積皇子とは、近い関係にあったのであろう。

このように考えると、家持は奈良麻呂結集宴を思い出す過程として、池主の歌を想起したと考えられる。直接池主の歌の背後の奈良麻呂結集宴に家持の思いが及んだかどうかは、まだこれだけの資料からは断定できないが、家持はこの宴で池主の歌を受容していたとすると、その背後の奈良麻呂結集宴と、同時に安積皇子を中心とした青春年代を思いやっっているとも見なすことが出来る。

こうしたことは、過去の時点へ家持の思考が及んでいくという点で、懐古という要素の強い歌であると認めることが出来るであらう。

五、結 び

以上、この三首の歌の内容、主題を見てきた。こうしたことから、これらの宴の主題は、懐古ということと一致する。それは出席者の経歴を確かめても、共通する要素を持っているものであった。つまりかつての恭仁京時代であり、家持から見れば、越中守任官以前の時代への懐旧である。

これらの歌だけから見た相互の関係は、次のようなものだったのであろう。まず船王が宴の主題を考慮に入れて、恭仁京伝誦歌を歌う。それは安積皇子の追懐の意をこめたものであるとともに、懐古という宴の雰囲気を支配する歌である。次に中臣清麻呂が、久邇京時代という船王伝誦歌から古京への連想をもとに、懐古の要素を含んでいる古京飛鳥の歌を唱誦する。そして家持は、宴の季節をもまじえて、懐古という宴の主題とともに、瞞目詠でまとめようとする。

以上のように考えると、この紀飯麻呂家宴は、「懐古」という主題で統一されていたと考えられる。それぞれの歌は内容の全く別々なものではなく、恭仁京時代という一時代を画した古京時代への懐旧を中心としたものであったと言いうことが出来るであらう。

注1 土橋寛「古代文学における地方と中央」『国語国文』

二七九号 昭32・11

伊藤博「歌の転用」『万葉集の表現と方法』上、昭50・

11

武田祐吉『万葉集全註釈』巻十九・四二七七評語

2 早くは『万葉代匠記』に指摘がある。

3 北山茂夫『大伴家持』昭46・9

川口常孝「安積皇子の死」『大伴家持』昭51・11

4 恭仁京時代前後の遊彌の存在を示すものとしては、

『続日本紀』に次の二例があるばかりで、実際のな形態を見ることは不可能である。

遊彌千和遅野^一 免^二当国今年租^一（天平十二年十一月四日丁亥）

天皇幸^三河南^二 觀^一校彌（同十三年五月六日乙卯）

5 神堀忍「安積皇子挽歌」『万葉集を学ぶ』第三集

6 神堀忍前掲論文

7 最近では、中村昭「巻十九紀飯麻呂家宴歌の筆録について」『万葉集研究』創刊号（昭53・1）がある。

8 「十月時雨」という表現が他と異なると見られる原因として、「この時雨」という表現の存在がある。

この時雨いたくな降りそ吾妹子に見せむがために

黄葉取りてむ（19・四二二二）

この歌は越中掾久米広繩の宴歌で、宴の座において

ことさら説明を要しない場合の表現と言える。そうし

た中で「十月時雨」という家持歌は、その表現に他と

は異なった性格が認められる。（以上、渡瀬昌忠氏の

御指摘による。なお、このことについて氏は、「巻七

雑歌『詠月』歌群の構造―臨場表現から―」『万葉』

一〇八号（昭56・9）において、詳細に論じておられ

る。）

9 小野寛「橘奈良麻呂宅結集宴歌十二首」『大伴家持

研究』昭55・3

拙稿「天平十五年八月家持久邇京讚歌―田辺福麻呂歌

との関連―」『群馬県立女子大学紀要』第一号 昭56

・3

〔付記〕

本稿は、昭和五十六年上代文学会六月例会（於昭和女

子短大）において、口頭発表したものにも補筆訂正を加え

たものである。席上、中西進氏と渡瀬昌忠氏に貴重な御

教示を賜った。記して深謝する次第である。